

# 特記仕様書

工事番号： 第19-41320-0047号  
路線河川名： 吉間田滝根線  
工事名： 道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）  
工事施工箇所： 田村 郡 小野 町 大字 小野新町 地内（仮称）7号橋

- 1 本工事の施工にあたっては、「共通仕様書 土木工事編（平成30年10月1日改正）」に基づき実施しなければならない。  
※ 共通仕様書は不定期に改訂されることがあるため、福島県土木部技術管理課のホームページから随時改訂の内容を確認しておくこと。  
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/shiyousho-kouji.html>
- 2 本工事の施工にあたり、該当しない項目（章、項、文言）は取り消し線——により見え消しする。  
ただし、以下については、全ての工事に該当する項目である。
  - ・第4章 情報共有システム
  - ・第5章 デジタル工事写真の小黑板情報電子化
  - ・第6章 労働者確保に関する積算方法の試行工事
  - ・第7章 快適トイレの設置（災害復旧工事は除く）
  - ・第8章 週休2日確保工事（災害復旧工事は除く）
- 3 第2章～第7章及び第14章～第20章が適用される場合は、具体的内容を、福島県技術管理課ホームページに掲載しているの、必ず確認すること。  
※ 福島県ホームページ>組織でさがす>技術管理課>特記仕様書
- 4 本特記仕様書は、共通仕様書に優先する。
- 5 設計図書として扱う図面は以下（別紙）のとおりとする。

図面名	図面番号	葉数	適用
計	全 499 葉		

6 以下（別紙）の図面は参考図とする。

図面名	図面番号	葉数	適用
7号橋工事用道路・施工ヤード平面図	1	1	
計	全 1 葉		

7 本工事の施工にあたって、資機材及び労働者の調達に時間を要することが判明し、受注者から協議があった場合は、工事の一時中止及び工期の変更について検討し、決定するものとする。

8 設計図書に基づき監督員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督員が承諾した書面は、設計図書とする。

9 設計変更に係る業務の円滑化を図るためのツールとして「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）※」（福島県土木部）を活用すること。

※技術管理課ホームページ参照

福島県中建設事務所

## H31 第19-41320-0047号 (当初)

No.(当初)	枚数	図名
1	1	位置図
2~3	2	全体一般図(その1~2)
4	1	上部工構造一般図
5~10	6	線形図(その1~6)
11~20	10	断面構成図(その1~10)
21~22	2	主桁共通詳細図(その1~2)
23~34	12	主桁G1(その1~12)
35~46	12	主桁G2(その1~12)
47~54	8	主桁G3(その1~8)
55~58	4	主桁G4(その1~4)
59~97	39	主桁G5(その1~39)
98~135	38	主桁G6(その1~38)
136~173	38	主桁G7(その1~38)
174~212	39	主桁G8(その1~39)
213~230	18	主桁G9(その1~18)
231~251	21	主桁G10(その1~21)
252~254	3	主桁G11(その1~3)
255~256	2	主桁G12(その1~2)
257	1	キャンバー図
258	1	端横桁
259~263	5	中間支点上横桁(その1~5)
264~268	5	分配横桁(その1~5)
269~271	3	中間対傾構 (その1~その3)
272~303	32	横構 (その1~その32)
304~305	2	側縦桁 (その1~その2)
306~307	2	ブラケット (その1~その2)
308~319	12	支承 (その1~その12)
320	1	床版配置図
321~389	69	床版配筋図 (その1~その69)

図面目録 (H31 第19-41320-0047号) 1/2

H31 第19-41320-0047号 (当初)

390～404	15	壁高欄配筋図 (その1～その15)
405	1	照明設備受台詳細図
406	1	標識設備受台詳細図
407～442	36	上部工排水装置 (その1～その36)
443～449	7	下部工排水装置 (その1～その7)
450～467	18	上部工検査路 (その1～その18)
468～485	18	下部工検査路 (その1～その18)
486～487	2	伸縮装置 (その1～その2)
488～489	2	落下物防止柵 (その1～その2)
490	1	剥落防止対策工
491	1	塗装範囲図
492～495	4	橋台構造図(A1、A2)
496～499	4	上部工架設図 (案) (その1～4)

## 第1章 一般共通事項

~~1 下記の規制区域に該当するため、監督員と協議のうえ、関係官公庁に対して緊密な連絡をとり、協調を保つものとする。許可関係等がある場合には、監督員と協議のうえ、着手するものとする。~~

- ~~1) 国有・民有保安林 有 無~~
- ~~2) 鳥獣保護区域 有 無~~
- ~~3) 国立・県立公園区域 有 無~~
- ~~4) 鉄道近接区域 有 無~~
- ~~5) 高速自動車国道区域 有 無~~
- ~~6) 砂防指定地 有 無~~
- ~~7) 急傾斜地崩壊危険区域 有 無~~
- ~~8) 地すべり防止区域 有 無~~
- ~~9) 温泉保護区域 有 無~~
- ~~10) 景観計画区域(対象区域:県内全域)の通知  
有 無~~
- ~~11) 土壌汚染対策法に関する要措置区域または形質変更時要届出区域  
有 無~~
- ~~12) その他( ) 有 無~~

~~2 施工区域内の地下埋設設備の確認について~~

~~受注者は、当該工事を実施するにあたり、「建設工事公衆災害防止対策要綱 第5章 埋設物(共通仕様書 主本工事編Ⅲ)」を遵守し、埋設物管理者に対し地下埋設物有無の確認の後に着手すること。~~

~~3 福島県の絶滅のおそれのある野生生物の生息区域との関係 有 無~~

~~有の場合は、監督員と施工方法、施工時期、保護対策等について綿密な打合せを行うこと。~~

4 施工箇所周辺の自治体及び自治会等に工事概要について、工事着手前に周知するものとする。なお、その周知範囲及び内容については、監督員に事前に確認すること。

## 第2章 フレックス工事

~~(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)~~

~~本工事はフレックス工事であり、受注者は発注者が示した工期までの間で、工事の始期及び終期を任意に設定できる工事である。~~

## 第3章 準備期間確保工事

~~(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)~~

~~本工事は準備期間確保工事であり、受注者は契約締結日から準備期間(〇〇日間)内に着工日を任意に設定できる工事である。~~

## 第4章 情報共有システム

(本章はすべての工事に該当する)

(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

本工事は、受発注者間で情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システム運用の対象工事である。

当初請負金額 3,000 万円（税込）以上の場合は原則、システムを活用し、これ以外の場合は受注者の意向に基づきシステム活用の有無を決定する。

## 第5章 デジタル工事写真の小黑板情報電子化

**(本章はすべての工事に該当する)**

**(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)**

本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後に監督員の承諾を得た上でデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事とすることができる。

## 第6章 労働者確保に関する積算方法の試行工事

**(本章はすべての工事に該当する)**

**(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)**

本工事は、「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。

共通仮設費（率分）に占める実績変更対象間接費（労働者送迎費、宿泊費、借上費）の割合：28.64%

現場管理費（率分）に占める実績変更対象間接費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）の割合：3.25%

## 第7章 快適トイレの設置

**(本章は災害復旧工事を除くすべての工事に該当する)**

**(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)**

本工事は、快適トイレ設置の対象工事である。

設置の可否については、現場環境（工事期間、周辺環境、労働者配置状況等）を踏まえ、あらかじめ受発注者協議を行い、決定すること。

## 第8章 週休2日確保工事

**(本章は災害復旧工事を除くすべての工事に該当する)**

1 本工事は、『土木部発注工事における「週休2日確保モデル工事」試行要領』の対象工事である。

2 受注者は試行要領に定める事項について遵守しなければならない。

3 本工事の発注方式は（受注者希望型 ・ 発注者指定型）である。

※発注者指定型においては、当初積算時に4週6休以上4週7休未満を確保した場合の補正を行っている。（発注者指定の場合に記載する）

**(※なお、試行要領は技術管理課ホームページ参照)**

## 第9章 総 則

### 1 施工計画書

工程管理は ネットワークまたはバーチャート工程表 により行うものとする。

なお、施工計画書作成にあたっては、「施工計画書作成の手引き（土木工事編）」

(技術管理課ホームページ参照) を参考にすることができる。

### 2 工事用地等の使用



別紙

- (1) 道路橋りょう整備(再復)工事(橋梁下部)(令和元年6月契約予定)  
7号橋 A1橋台、P1橋脚(令和2年6月完了予定)
- (2) 道路橋りょう整備(再復)工事(橋梁下部)(令和元年6月契約予定)  
7号橋 P2橋脚(令和2年6月完了予定)
- (3) 道路橋りょう整備(再復)工事(橋梁下部)(令和元年6月契約予定)  
7号橋 P3橋脚(令和2年6月完了予定)
- (4) 道路橋りょう整備(再復)工事(橋梁下部)(令和元年11月契約予定)  
7号橋 P4橋脚、  
+ PD4橋脚(Dランプ)(令和2年11月完了予定)
- (5) 道路橋りょう整備(再復)工事(橋梁下部)(令和元年11月契約予定)  
7号橋 P5橋脚、PD3橋脚(Dランプ)(令和2年11月完了予定)
- (6) 道路橋りょう整備(再復)工事(橋梁下部)(令和元年11月契約予定)  
7号橋 P6橋脚(令和2年11月完了予定)
- (7) 道路橋りょう整備(再復)工事(橋梁下部)  
第18-41320-0436号(契約済み)  
7号橋 P7橋脚、PE2橋脚(Eランプ)(令和2年5月完了予定)
- (8) 道路橋りょう整備(再復)工事(橋梁下部)  
第18-41320-0439号(契約済み)  
7号橋 A2橋台、PA2橋脚(Aランプ)(令和2年2月完了予定)
- (9) 道路橋りょう整備(再復)工事(橋梁下部)(令和元年6月契約予定)  
7号橋 P8橋脚(令和2年2月完了予定)
- (10) 道路橋りょう整備(再復)工事(橋梁上部)(令和2年1月契約予定)  
Eランプ橋(令和2年11月完了予定)

上記(1)～(10)の工事と調整が必要となる。



~~4 支給材料及び貸与品~~

~~支給材料及び貸与品、またその引き渡し場所等については、下記のとおりとする。~~

~~支給品目： \_\_\_\_\_ 数量： \_\_\_\_\_~~

~~引渡時期： \_\_\_\_\_~~

~~引渡場所： \_\_\_\_\_~~

~~5 工事現場発生品~~

~~1) 工事現場発生品及びその引き渡し場所は、下記のとおりとする。~~

~~発生品目： \_\_\_\_\_~~

~~引渡時期： \_\_\_\_\_~~

~~引渡場所： \_\_\_\_\_~~

~~2) 従来施設の撤去により発生した \_\_\_\_\_ は、 \_\_\_\_\_ 材料として再使用するものとし、使用にあたってはあらかじめ監督員の数量検査を受けなければならない。~~

6 建設副産物処理

1) 下記の建設副産物は、現地において下記のとおりリサイクル処理するものとする。

建設副産物名	処理方法等	備考

2) 下記の建設副産物は、下記に示す方法で処理するものとする。ただし、施設は指定するものではない。

建設副産物名	処理方法	積算上の施設*
コンクリート塊	(再資源化・中間・最終) 施設へ搬入	(有) 柵枝建材
	(再資源化・中間・最終) 施設へ搬入	
	(再資源化・中間・最終) 施設へ搬入	

※ 積算上の施設は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではなく、ここに明示した施設と異なる施設に処理する場合は、監督員の承諾を得ることとするが、設計変更の対象とはしない。なお、受入拒否等により処理施設の条件が異なる場合は、その記録をもって設計協議の対象とする。

7 中間検査に関すること

本工事の中間工程で行う検査は、下記のとおりとする。

検査項目		検査時期

8 監督員による確認及び立会等

~~1) 監督員による検査及び立会は、共通仕様書によるもののほか下記のとおりとする。~~

検査及び確認事項	工種・箇所等	段階(確認時期)	備考


2) 受注者は、「段階確認検査実施状況一覧表、施工検査実施状況一覧表」(別紙1)を施工計画書及び確認・立会願に添付すること。また、竣工検査時には段階確認検査等の実績を記入した「段階確認検査実施状況一覧表、施工検査実施状況一覧表」(別紙1)を提出するものとする。

9 施工管理

管理基準等については共通仕様書によるが、下記の工種については下記の規格値等で管理するものとする。

1) ~~出来形管理~~

<del>工種</del>	測定項目及び規格値	測定基準	測定箇所

2) ~~品質管理~~

<del>工種及び種別</del>	試験項目及び試験方法	規格値	試験基準等

3) ~~写真管理~~

<del>工種</del>	撮影項目	撮影頻度	提出頻度

10 ~~コンクリートの圧縮強度試験~~

~~「共通仕様書 主本工事編Ⅱ」の「品質管理基準及び規格値」における「1セメント・コンクリート」によるもののほか、下記の構造物に使用するセメント・コンクリートの圧縮強度試験のうち、材齢28日圧縮強度試験は公的試験機関で実施すること。~~

<del>構造物名</del>	<del>コンクリートの品名等</del>	<del>摘要</del>

11 工事の履行報告(工程会議)

工事着工後、履行状況については、毎月25日に監督員に提出すること。  
 なお、休日の場合は、日程について監督員と協議すること。  
 また、協議様式は、監督員の指示によること。

12 工事現場管理

交通誘導員は 架設時 に 2 人 配置する。



15 工事における現場環境改善

1) 当該工事で実施する現場環境改善は、下表の計上費目別に指定する項目数を、実施する内容から選択して実施すること。

計上費目	実施する項目数	実施する内容 (率計上分)
現場環境改善 (仮設備関係)	( 1 )	① 用水・電力等の供給設備 ② 緑化・花壇 ③ ライトアップ施設 ④ 見学路及び椅子の設置 ⑤ 昇降設備の充実 ⑥ 環境負荷の低減
現場環境改善 (営繕関係)	( 2 )	① 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) ② 労働者宿舍の快適化 ③ デザインボックス (交通誘導警備員待機室) ④ 現場休憩所の快適化 ⑤ 健康関連設備及び厚生施設の充実等
現場環境改善 (安全関係)	( 1 )	① 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) ② 盗難防止対策 (警報器等) ③ 避暑 (熱中症予防)・防寒対策
地域連携	( 1 )	① 完成予想図 ② 工法説明図 ③ 工事工程表 ④ デザイン工事看板 (各工事PR看板含む) ⑤ 見学会等の開催 (イベント等の実施含む) ⑥ 見学所 (インフォメーションセンター) の設置及び管理運営 ⑦ パンフレット・工法説明ビデオ ⑧ 地域対策費 (地域行事等の経費を含む) ⑨ 社会貢献

~~2) 特別な現場環境改善 (積み上げ計上分)~~

~~下記の○印で指定する現場環境改善を実施すること。~~

- ~~( ) 仮設備関係：実施内容~~ ← →
- ~~( ) 安全関係：実施内容~~ ← →
- ~~( ) 営繕関係：実施内容~~ ← →

3) 現場環境改善の実施計画

現場環境改善の具体的な実施内容、実施期間について計画を作成し、施工計画書に記載すること。

4) 現場環境改善の実施状況報告

現場環境改善の実施状況を記録簿及び工事写真に記録し報告すること。

16 ダンプトラック等の過積載防止について

1) 過積載防止のための実施方法を施工計画書に具体的に記載すると共に、その管理と実施内容を記録すること。

2) 工事車両には、工事箇所や受注者等が特定できるよう、車両の前面と後面に下図のとおり表示板を設置するものとする。なお、前面の設置位置については、運転手の視界を妨げない位置とする。

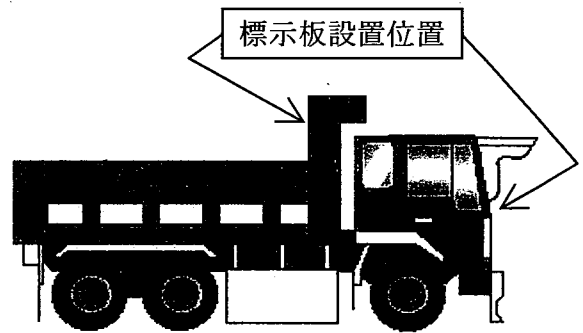
表示板 (後)

○○○線	○○○工事
○○○○会社	
車両管理 NO ○○番	

表示板 (前)

○○○○会社
車両管理 NO ○○番

寸法（前）：20cm×40cm 程度  
 寸法（後）：30cm×90cm 程度  
 色 調：白地に朱色文字等  
           視認しやすい色とする  
 材 質：マグネット等



※詳細な寸法、材質、色調については監督員と協議の上決定するものとする。

17 工事名標示板

本工事には、県産木材を利用した工事名標示板を 2 基設置すること。

~~18 六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）~~

~~本工事は、「六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）」の対象工事であり、下記に示す工事について六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。~~

~~なお、試験方法は、セメント及びセメント固化剤を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。~~

~~また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。~~

~~（六価クロム溶出試験対象工種及び検体数）~~

<del>工 種</del>	<del>工 法</del>	<del>配合設計段階</del>	<del>施工後段階</del>
		<del>検体</del>	<del>検体</del>
		<del>検体</del>	<del>検体</del>
		<del>検体</del>	<del>検体</del>

~~（タンクリーチング試験対象工種及び検体数）~~

<del>工 種</del>	<del>工 法</del>	<del>検体数</del>	<del>備 考</del>
		<del>検体</del>	<del>      </del>
		<del>検体</del>	<del>      </del>
		<del>検体</del>	<del>      </del>

19 安全管理

- 1) 工事の施工に伴う事故の発生を未然に防止し、就労者の安全及び衛生並びに作業環境の向上を図るため、「福島県県中建設事務所管内工事安全推進協議会」の構成員となり、会の活動に参加すること。
- 2) 県中建設事務所が年度毎に策定する建設工事安全対策重点計画について理解し、その取り組みの実施に協力すること。

第10章 材 料

1 設計図書に指示されていない工事材料は下記の仕様による。

1) ~~一般資材~~

種別	材料名	記号等	品種・規格等	備考

※ 設計図書に規格等の明示のないものを記載する。

2) 再生材

材料名	規格等	使用箇所	備考

※ 再生骨材・再生アスファルト合材については、運搬距離40kmの範囲までの再資源化施設についてストック量を調査し使用することとする。これにおいても再生材が入手不可能であった場合は、発注者と受注者が協議を行った上で新材を使用することができるものとし、設計変更の対象とする。

~~2 下記の工事材料については、受注者の責任においてその外観及び品質証明書等を照合して確認した資料、見本等を事前に監督員に提出し確認を受けること。  
また、工事材料のうち試験を行わなければならない材料は下記のとおりとする。~~

種別	材料名	記号等	品種・規格等	備考
				確認資料・見本 ・試験( )
				確認資料・見本 ・試験( )
				確認資料・見本 ・試験( )

※ 備考欄で種別を選択する。(試験のカッコ書きは試験方法を記入する)

3 下記資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票等)を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更の対象とする。

資材名	規格	調達地域等
生コンクリート	24-12-25 (20) 55%BB	F (県中3) 地区
生コンクリート	24-12-25 (20) 55%C300N	F (県中3) 地区

第11章 一般施工

~~1 建設発生土の処理~~

~~1) 他工事への流用:  有  無~~

~~工事名: \_\_\_\_\_ 路河川名: \_\_\_\_\_~~

~~施工場所: \_\_\_\_\_ 市・郡 \_\_\_\_\_ 町・村 大字 \_\_\_\_\_ 字 \_\_\_\_\_ 地内~~

運搬距離 \_\_\_\_\_ km (別紙ルート図のとおり)

~~2) 残土処理~~

指定場所の有無： 有  無

捨土場所： \_\_\_\_\_ 市・郡 \_\_\_\_\_ 町・村 大字 \_\_\_\_\_ 字 \_\_\_\_\_ 地内

運搬距離 \_\_\_\_\_ km

~~3) 建設発生土の運搬距離については上記1)及び2)としているが、これにより難しい場合は事前に監督員と協議すること。~~

~~4) 残土処理後は、最終形状、数量計算書、写真及び運搬距離等の資料を監督員に提出すること。~~

~~2 他工事からの流用土~~

~~1) 他工事からの流用： 有  無~~

~~① 工事名： \_\_\_\_\_ 路河川名： \_\_\_\_\_~~

~~② 指定・施工場所： \_\_\_\_\_ 市・郡 \_\_\_\_\_ 町・村 大字 \_\_\_\_\_ 字 \_\_\_\_\_ 地内~~

~~③ 運搬の有無： 有  無 ( \_\_\_\_\_ km)~~

~~④ 品 質： \_\_\_\_\_~~

~~品質の確認試験 ( \_\_\_\_\_ ) については、 \_\_\_\_\_ で実施する。~~

~~3 購入土等~~

~~1) 購入土等の有無： 有  無~~

~~2) 購入土等の種類： 購入土  岩ズリ  その他 ( \_\_\_\_\_ )~~

~~3) 購入土等がある場合は、受注者は施工計画書に購入先を記載して、監督員に提出する。~~

~~4) 購入土等が1工事あたり1,000m<sup>3</sup>以上の場合は、受注者は、工事で使用する購入土等を現場に搬入する前に、購入先の採取計画に関する認可書の写しを監督員に提出し、監督員の確認を受けなければならない。~~

~~4 建設汚泥(泥土)の処理~~

~~1) 汚泥(泥土)は、 \_\_\_\_\_ による改良を行い、 \_\_\_\_\_ として再利用する。~~

~~2) 改良目標は、国土交通省令の土質区分基準における \_\_\_\_\_ とする。~~

~~3) 改良材料等の種類や添加量については設計図書によるものとするが、受注者は各種試験を行い改良目標が得られるような添加量を検討し、監督員と協議するものとする。なお、監督員の承諾が得られ、添加量が当初設計と異なる場合は変更設計の対象とする。~~

~~4) 改良土の品質管理及び改良土を使用した施工の施工管理基準は設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合は監督員と協議するものとする。~~

5 レディーミクストコンクリートの養生

1) レディーミクストコンクリートの養生は、使用するコンクリートの特性をよく理解し、コンクリート種別、打設時期の日平均気温、打設環境に応じて適切な養生を行うものとし、共通仕様書に示す養生期間を遵守すること。また、コンクリートの運搬、打設計画、養生等の方法について、施工計画書に具体的に明記すること。

本工事におけるレディーミクストコンクリートの養生について検討する項目は以下の☑印のとおり。

コンクリート種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通ポルトランドセメント
	<input checked="" type="checkbox"/> 混合セメントB種 <input checked="" type="checkbox"/> 高炉セメントB種 1) <input type="checkbox"/> フライアッシュセメントB種 <input type="checkbox"/> シリカセメントB種
	<input type="checkbox"/> 早強ポルトランドセメント
気象条件	<input type="checkbox"/> 暑中コンクリート(日平均気温が25℃を超える場合)
	<input type="checkbox"/> 寒中コンクリート(日平均気温が4℃以下になる場合) <input type="checkbox"/> 連続して、あるいはしばしば構造物の露出状態 <input type="checkbox"/> 水で飽和される部分 2) <input type="checkbox"/> 普通の露出状態

1) 「高炉セメントコンクリートの特性と施工に関する留意点」は技術管理課ホームページ参照

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/kouro-semento.html>

2) 水路、水槽、橋台、橋脚、擁壁、トンネル覆工等で水面に近く水で飽和される部分、及びこれらの構造物の他、桁、床版等で水面から離れてはいるが、融雪、流水、水しぶき等のため水で飽和される部分。

### 6 塗装工

1) 塗装回数は下塗        回、中塗        回、上塗        回とする。図面のとおりとする。

2) 塗料の種類は下記のとおりにする。図面のとおりとする。

種別及び箇所	細別	塗料の種類	目標塗膜厚(μm)
工場塗装	<del>下塗り1層</del>		
	<del>下塗り2層</del>		
現場塗装	<del>中塗り1層</del>		
	<del>中塗り2層</del>		
	<del>上塗り1層</del>		
	<del>上塗り2層</del>		

3) ~~素地調整(ケレン)は~~        とする。

4) 詳細の色彩等については監督員と協議のこと。

### 7 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物施工

1) 受注者は、現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン」により施工する。

2) 受注者は、現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたり、設計図書等に「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン」及び「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン」を採用していない場合は、採用についての協議を行うことが出来る。

## 第12章 その他施工



~~1 工法の指定~~

~~工法は下記によるものとする。なお、現場条件等により、これにより難しい場合は監督員と協議のこと。~~

<del>工 種</del>	<del>指 定 工 法</del>	<del>備考</del>

~~2 建築物又は工作物の解体~~

~~石綿障害予防法規則に基づき、解体等の作業における保護具の装着、湿潤を保つ措置を行う費用、石綿の使用の有無を分析によって調査した場合に要する費用については、当初設計では計上していないため、それらに要した費用については、発注者と受注者が協議の上、設計変更で計上するものとする。~~

~~また、石綿の使用の有無を分析によって調査する場合の工期の変更についても、福島県工事請負契約約款の関係条項に基づき適切に変更することとする。~~

3 重建設機械分解・組立及び輸送に要する費用

下記の機械については、分解・組立及び輸送に要する費用を計上しているが、受注者が施工計画で分解・組立を必要としない機種・規格を選定し、使用した場合においても、設計変更の対象としない。

工 種	機 種	規 格
重建設機械分解組立輸送	トラッククレーン	160t 吊以上 360t 吊以下
重建設機械分解組立輸送	トラッククレーン	120t 吊以上 160t 吊以下

~~4 ポリマー改質Ⅱ型アスファルト混合物の使用 ※ 車道および側帯の舗装新設、改築および大規模な修繕（延長 200m 以上の全層打ち換え）を行う工事でポリマー改質Ⅱ型アスファルト混合物を使用する場合に記載~~

~~本工事は表層材料に耐流動対策混合物としてポリマー改質Ⅱ型アスファルト混合物を使用する工事であり、塑性変形輪数の基準値の適用区分となる道路区分等は以下のとおりである。（該当するものに「○」）~~

道路区分	舗装計画 (単位 1 日につき台)	交通量塑性変形輪数 (単位 1 ミリメートルにつき回)	該当欄
第 1 種、第 2 種	3,000 以上	3,000	
第 3 種第 1 級及び第 2 級	3,000 未満	1,500	
第 4 種第 1 級			
その他		500	
	交差点等耐流動対策混合物として使用	1,500	

~~5 植栽工 ※ 植栽に係る直接工事費が 50 万円以上となる工事の場合に記載~~

~~本工事で植栽する樹木等については、植樹保険に加入しなければならない。~~

~~また、工事完成届提出時まで、植樹保険付保証明書を提出しなければならない。~~

## 6 鋼橋桁の輸送に要する費用

鋼橋桁については、(例えば東京)からの輸送に要する費用を計上しているが、受注者が施工計画書で示した鋼橋桁の製作場所が(例えば東京)より近距離である場合、設計変更の対象とする。

## 第13章 ~~ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針に基づく工事箇所~~

~~「共通仕様書 主本工事編Ⅰ」第1編第1章総則「1-1-3「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針」の取扱い」の規定について、本工事では、特に以下の基本方針の1印に該当するものについてユニバーサルデザインに配慮した施工をおこなうものとする。~~

### ~~1 工事をを行う基本方針 (指針P-1-3)~~

#### ~~基本方針1 すべての人が 快適 に利用できる施設~~

- ① 特定の人が特別扱いされたり、いやな思いをすることのない施設
- ② 右利き、左利きに対応した施設
- ③ 利用方法や利用状況の説明が効果的に行われる施設
- ④ 視覚、聴覚、触覚など多様な手段で、必要な情報が十分に提供される施設
- ⑤ 補助器具や補助手段を効果的に活用できる施設
- ⑥ 繰り返しの動作や、長時間にわたる肉体的負担が伴わない施設
- ⑦ 利用場所に接近しやすく、利用する広さが適切な施設
- ⑧ 重要なものがよく見えるよう、視線が確保されている施設
- ⑨ 使用しようとする全てのものに容易に手が届く施設
- ⑩ 少ない労力で効率的に、楽に使える施設
- ⑪ 利用者に不自然な姿勢を強めない施設
- ⑫ プライバシーに配慮された施設
- ⑬ 天候や季節に左右されない施設
- ⑭ 疲れたときに休むことができる施設

#### ~~基本方針2 すべての人が 簡単 に利用できる施設~~

- ① 使い方を直感的に理解できる施設
- ② 利用者の理解力や言語能力の違いが問題にならない施設
- ③ 必要な情報が容易にわかる施設

#### ~~基本方針3 すべての人が 安全 に利用できる施設~~

- ① 安全に対する配慮が等しく確保される施設
- ② 危険や間違えやすい状況が発生しない施設
- ③ 使用方法を間違えても重大な結果につながらない施設
- ④ 注意が必要な操作において、不注意な操作を誘発しない施設
- ⑤ 危険なときや使用方法を間違えたときは、注意や警告を発する施設
- ⑥ 危険な部分が防護されている施設
- ⑦ 四季を通じて安全な施設
- ⑧ 災害時や不測の事態が生じて、安全に避難できる施設

~~基本方針4 さりげなく美しい施設~~

- ~~□① 色や形状などの印象が、利用者にとって抵抗感がなく、受け入れられやすい施設~~
- ~~□② 創意工夫された内容が、目立ちすぎず、さりげなくデザインされている施設~~
- ~~□③ 地域の特性を生かし、周辺の景観と調和した施設~~
- ~~□④ 自然や環境に配慮し、動植物にやさしい施設~~

~~基本方針5 どのような状況にも柔軟に対応できる施設~~

- ~~□① できる限り同じ手段で利用できる施設~~
- ~~□② 利用者に応じた使い方が選べる施設~~
- ~~□③ 利用者のペースに合わせることができる施設~~
- ~~□④ 情報とその重要さに応じて提供される施設~~
- ~~□⑤ 補助器具の使用や人的介助に十分な空間を提供できる施設~~

~~2 特に重点をおいて工事する項目・箇所~~

---

---

---

## 第14章 記録保存の資料作成

(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

- 1 本工事は道路構造物の記録保存の対象工事である。  
以下の資料を作成要領に基づき作成すること。
  - ・道路構造物の記録保存資料
- 2 本工事は道路舗装構成物の記録保存の対象工事である。  
以下の資料、作成要領に基づき作成すること。
  - ・道路舗装構成等の記録保存資料

## ~~第15章 1日未満で完了する作業の積算~~

~~(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)~~

~~本工事は、施工実施にあたり、作業量が1日未満で完了するものと見込まれ、施工パッケージ型積算基準と乖離が認められた場合に、「1日未満で完了する作業の積算」に基づき積算が出来る工事である。~~

## ~~第16章 施工箇所が点在する工事の積算~~

~~(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)~~

~~本工事は「施工箇所が点在する工事の積算方法」の対象工事である。~~

~~対象地区：○○工区(施工箇所○○、○○)、△△工区(施工箇所○○)、~~

~~□□工区(施工箇所□□)(ホームページではこれらを対象地区という)~~

~~(なお、積算上の親工区は、△△工区(施工箇所○○)とする。)~~

## 第17章 落橋防止装置の溶接施工等について

(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

本工事において落橋防止装置の溶接施工等を行う際には、本章に基づき実施すること。

## ~~第18章 ICT活用工事~~

~~(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)~~

### ~~1 ICT活用工事(土工)~~

~~本工事は、「福島県土木部ICT活用工事(土工)実施要領」に基づき、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用する「ICT活用工事(土工)」の対象工事である。~~

### ~~2 ICT活用工事(舗装工)~~

~~本工事は、「福島県土木部ICT活用工事(舗装工)実施要領」に基づき、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用する「ICT活用工事(舗装工)」の対象工事である。~~

## 第19章 舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理について

~~(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)~~

## 第20章 「総合評価方式における技術提案書に記載された事項の実施状況」の確認について

(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

## 第21章 異常気象時の対応

異常気象時の工事現場における対応について下記のとおりとする。

### 1 異常気象時等の対象について

#### 1) 大雨・洪水等の警報発令時

「工事現場の当該市町村」の警報を対象とする。

#### 2) 震度4以上の地震時

「工事現場の当該市町村」の震度4を対象とする。

### 2 パトロール等の実施及び報告の内容について

1) 作業中であれば、作業を中止し、現場内及び周辺の状況把握に努める。

2) 休工中であれば、必要に応じ2名以上を構成員とする警戒班(巡視員)を出動させて巡回点検(パトロール)を実施する。

3) 天気予報であらかじめ異常気象が予想される場合は、事前に防災監視体制を配備し待機する。

4) 危険箇所が発見された場合は、速やかに危険箇所に立ち入らないよう防護措置を講じ、その旨を標示する。また、現場状況を把握し、二次災害防止に努める。

5) 警報が解除され、作業を再開する前には、工事現場の地盤のゆるみ、崩壊、陥没等の危険がないか入念に点検する。

6) 点検結果を監督員に適宜に報告する。また、報告方法は電話連絡又は、建設事務所

にFAX（別紙2）する。

3 報告期限について

1) 大雨・洪水等の警報発令時

警報発令後1時間以内及び降雨等の状況等により適宜

2) 震度4以上の地震時

地震発生後1時間以内（被害等が甚大でパトロールの実施が困難である場合などはこの限りでない）

第22章 工事監督に関すること

~~1 複数監督員制度~~

~~本工事の監督員は2名とし、正監督員と副監督員と呼ぶ。~~

~~福島県工事請負契約約款第9条第3項の規定による次に掲げる監督員の権限のうち3)の権限については一部を副監督員に委任できるものとするが、その区分は下表のとおりとする。~~

~~1) 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議~~

~~2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾~~

~~3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）~~

<del>3) の監督行為の分担区分</del>		
<del>区</del>	<del>分</del>	<del>委任の有無（○で囲む）</del>
<del>1</del>	<del>設計図書に基づく工程の管理</del>	<del>する しない</del>
<del>2</del>	<del>立会い</del>	<del>する しない</del>
<del>3</del>	<del>工事の施工状況の検査（確認を含む）</del>	<del>する しない</del>
<del>4</del>	<del>工事材料の試験若しくは検査（確認を含む）</del>	<del>する しない</del>
<del>5</del>	<del>その他（ ）</del>	<del>する しない</del>

~~2 三者協議会の設置~~

~~1) 本工事は、当該工事に係る設計の思想及び目的の的確な伝達と反映、工事施工段階における施工上の留意点に対する対応等を図るため、当該工事の施工者及びその詳細設計を担当した技術者と発注者とで構成する工事設計思想の情報共有を図るための三者協議会（以下「協議会」という。）を設置する工事である。~~

~~2) 施工者は、工事受注後、速やかに設計図書の照査及び現地調査を実施し、施工計画立案に際しての疑問点や確認を要する事項を整理して、監督員に報告するものとする。~~

~~3) 協議会の開催実施にあたっては、監督員の指示によるものとする。~~

3 ワンデイレスポンスについて

1) 発注者及び受注者は、『受注者から質問・協議があった場合、できる限り「その日のうち」に解決するよう努力し、その日のうちに解決できない場合でも回答日を予告するなど、次の段取りができるような（現場を待たせないように）何らかの回答を「その日のうち」にする』というワンデイレスポンスの主旨を十分踏まえつつ、その円滑な実施に努めるものとする。

- 2) 受注者は施工計画書の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法など、ワンデイレスポンスをより円滑に実践していくための取組について、監督員と協議を行うこと。
- 3) 受注者は工事施工中において、問題等が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員に報告すること。(福島県工事請負契約約款第11条「履行報告」だけでなく、必要な場合には速やかに報告する)
- 4) ワンデイレスポンスの取組の効果・課題等を把握するため、工事中及び工事完成後に、ワンデイレスポンスの実施状況、アンケート、意見交換などのフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

#### 4 工事打合せ簿について

ワンデイレスポンス実践の実効性を高めるため工事打合せ簿<第10号様式・契約約款9条関係>は、別紙3の県中建設事務所版\*仕様による。(様式内容を変更する場合は、監督員の指示による。)

※ 県中建設事務所のホームページを参照のこと。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41320a/kakusyuyousikisyuu2.html>

#### 5 重点監督について

##### 1) 重点監督の適用

施工段階確認を「福島県土木部監督員執務要綱」による重点監督とする。

##### 2) 低入札価格調査制度調査対象工事等における重点監督

1) にかかわらず、低入札価格調査制度調査対象工事等で必要と認める場合は、重点監督とする。この場合、監督員の指示による。

### 第23章 工事に従事する作業員の雇用について

当該工事の施工にあたり、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 受注者は、東日本大震災による被災者等<sup>注1)</sup>の積極的な雇用に努めるものとする。
- 2 受注者は、被災者等の雇用について、施工計画書に雇用計画を記載し、提出するものとする。
- 3 雇用の対象とする職種は、当該工事現場に従事する作業員(普通作業員、軽作業員等の公共工事労務費調査の対象となる51職種)とし、10日以上の日数を雇用した場合、実績として取り扱うものとする。  
なお、雇用については元請・下請を問わないものとする。また、臨時雇用も問わない。
- 4 受注者は、被災者等の雇用実績について、「被災者等雇用実績一覧表」によりとりまとめ、被災者等である事を証明する書類<sup>注2)</sup>の写しを添付の上、竣工時に提出するものとする。

※「被災者等雇用実績一覧表」は技術管理課のホームページを参照のこと。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/kantoku-kensa-seiseki.html>

- 5 監督員は、提出された「被災者等雇用実績一覧表」について、建設業退職金共済制度における共済手帳の証紙により、雇用日数の確認を行うものとする。注1) 被災者等と

は下記条件のいずれかに該当する者をいう。

① 被災者

東北地方太平洋沖地震（余震も含む）及びこの地震に伴う津波により住居が全壊、大規模半壊又は半壊した者

② 避難者

東京電力株式会社福島第一原子力発電所で発生した事故に関し、警戒区域（福島第一原子力発電所から半径 20km の範囲）、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に居住する者で、避難所等に避難した者

③ 失職者

東北地方太平洋沖地震（余震も含む）及びこの地震に伴う津波又は東京電力株式会社福島第一原子力発電所で発生した事故が原因で失職した者（所属企業の倒産、所属企業からの解雇の外、自営業や農林漁家の休業、廃業も含む）

注 2) 被災者等である事を証明する書類とは次にあげるものをいう。

り災証明書、被災証明書、解雇通知書、雇用保険被保険者資格等取得確認通知書等、該当者が東日本大震災による被災者であること及び震災の発生以降（平成 23 年 3 月 11 日以降）に雇用となった従業員であることを確認できる書類の写しとする。

## 第 24 章 工事受注に対する工事成績評定点の付与について

建設業界の受注環境が厳しくなっていることを考慮し、工事成績評定点が 65 点以上の工事には、「工事受注に対する工事成績評定点」として 5 点を加点する。

## 第 25 章 その他

- ・作業状況から労働者の放射線障害防止措置が必要と判断されるときは、発注者と協議すること
- ・竣工図書については、両開きパイプ式ファイルで納めること。
- ・協議事項については、遅滞なく書面にて提出すること。
- ・施工計画書作成を速やかに行い、遅滞なく提出すること。
- ・下請けのある場合は施工体制台帳を作成し、工事現場に備えると同時に監督員へ提出すること。
- ・使用機械、車両等の点検整備の管理をすること。
- ・施工前及び施工途中において、約款第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に関わる設計図書の照査を行い、書面で監督員へ提出し確認を受けること。
- ・現場特有の条件にあった安全対策を立てること。
- ・受注者は、「段階確認実施状況一覧表、施工検査実施状況一覧表」（別紙 1）を「施工計画書」、「確認立会願」に必ず添付すること。  
また、竣工検査時には段階確認検査等の実績を記入した「段階確認検査実施状況一覧表、施工検査実施状況一覧表」を提出するものとする。
- ・本工事は、建設マネジメント業務（CM）を委託しているもので、業務に関する限りにおいて監督員と同様に取扱わなければならない。
- ・本工事を担当する建設マネジメント業務（CM）受注者の氏名は別に通知する。

別紙1

平成 年 月 日現在

段階確認検査実施状況一覧表

実施予定日	実施日	工種	検査項目	検査箇所	合・否	臨場・机上の別	課長の確認	備考

臨場検査状況：△/全○回

施工検査実施状況一覧表

実施予定日	実施日	工種	検査項目	検査箇所	合・否	臨場・机上の別	課長の確認	備考

臨場検査状況：△/全○回



別紙2

県中建設事務所    △△△課    ○○○○ 行き    (FAX (024)-935-    )

## 異常気象時等現場点検結果報告書

工 事 名	工 第    -    -    号				工事
場 所	市・郡	町・村	大字	字	地内
受 注 者					
現 場 代 理 人					
点 検 日 時 (24 時間表示)	開 始	平成○○年○○月○○日			○○時○○分
	終 了	平成○○年○○月○○日			○○時○○分
点 検 項 目			異 常 の 有 無		
○現場内の状況					
・ 法面の崩壊			有 ・ 無		
・ 法面の亀裂			有(延長    m、法長    m) ・ 無		
・ 法面からの湧水			有 ・ 無		
・ 路面の陥没			有 ・ 無		
・ 仮設の設置状況			有 ・ 無		
・ 工事名看板、規制看板の設置状況			有 ・ 無		
・ 架空線の切断、電柱の転倒等			有 ・ 無		
・ 河川、水路の水位の上昇状況			有 ・ 無		
・ 土石流の発生			有 ・ 無		
・ 地すべりの発生			有 ・ 無		
○現場周辺の状況					
・ 法面の状況			有 ・ 無		
・ 路面の状況			有 ・ 無		
・ 流末排水の状況			有 ・ 無		
・ 雨量計の読み取り			mm		
・ 土石流危険渓流の状況			有 ・ 無		
・ 砂防指定地の状況			有 ・ 無		
・ 急傾斜地崩壊危険区域の状況			有 ・ 無		
・ 地すべり危険区域の状況			有 ・ 無		
・ その他異常の有無			有(    ) ・ 無		
処 置 内 容					
【記入例】					
・ No. ○○～No. ○○左側、切土法面に亀裂発見したため、杭柵を施工し、ブルーシートを被せて応急処置を行った。					

別紙3

< 第10号様式・約款9条関係 >

工事打合せ簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	平成 年 月 日		
発議者名					
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
工事番号 工事名	第 号	工事			
工事場所					
(内容)	打合せ時の出席者(受注者の希望)		<input type="checkbox"/> 部長	<input type="checkbox"/> 課長	<input type="checkbox"/> 主任主査等 <input type="checkbox"/> 監督員
(留意点) ・監督員は、予め現場代理人に対してワンデイレスポンスの取組(特記仕様書)及び本様式の内容について説明し、理解を得ること。 ・現場代理人は、協議等の必要が生じた時は施工計画、工事工程を踏まえ、余裕を持って協議すること。	協議回答希望期限(受注者記入欄)				年 月 日
	ポイント① ・協議の迅速化を図るため、現場代理人は打合せ時における発注者側の出席について、その希望者をチェックすること。 ・監督員は、希望者に出席を求め、出席を希望された主任主査等は、可能な限り同席すること。				
添付図 葉、その他添付図書					
処理 発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 受理 <input type="checkbox"/> その他 します。 (指示事項・協議結果等)				
	ポイント② ・監督員は、現場代理人から協議内容の説明を受けた後、現場代理人と協議した上で、いつまでに通知できるかを判断し、その場で通知予定月日を記入し、現場代理人に示すこと。(ワンデイレスポンス) ・監督員は、所内決裁を受け、施工月日を記入し受注者へ通知すること。				
回答 受注者	上記について <input type="checkbox"/> 了解 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他 します。 (提出・報告内容等)				
	現場代理人	会社			平成 年 月 日

部長 次長	課長	主任 主査	監督員	現場 代理人	主任 (監理) 技術者
決裁 月日	決裁 月日	決裁 月日	起案 月日	ポイント③ ・起案月日、決裁月日を記入する。	